

令和7年5月12日

運転手の職場環境改善支援事業費補助金 よくあるご質問と回答

Q1. どのような経費が補助対象となりますか。

A1. この補助金は、運転手の職場環境や福利厚生を改善し、だれもが働きやすい職場とすることで、運転手の確保につなげることを目的としています。

例えば、運転手が利用する、休憩室のエアコン設置・更新、男女別更衣室の設置、トイレの洋式化などを想定していますが、判断に迷われる場合には、お気軽にお問合せ下さい。

なお、娯楽施設・設備については、対象外とします。

Q2. 乗合バス（以下、乗合タクシーを含む）の運転手が利用しない施設・設備の整備等は対象ですか。（例えば、乗用タクシーや貸切バスの専属の運転手、事務員のみが利用する施設・設備）

A2. 対象とはなりません。

この補助金は、運転手不足を一因とした乗合バスの廃止・減便が相次ぐ厳しい状況を受けて実施するものです。

したがって、乗合バスの運転手が利用しない施設・設備の整備等は対象外です。

ただし、乗合バスと、乗用タクシーや貸切バスなどを兼務する運転手が利用する施設・設備は対象です。

また、乗合バスの運転手とそれ以外の従業員（乗用タクシー・貸切バス・事務員等）が共用する施設・設備は対象です。

Q3. 乗合バスの車両整備（更新）は対象となりますか。

A3. 対象にはなりません。

この補助金は、運転手が利用する施設とそれに付随する設備の整備・更新に必要な経費を対象としていますので、車両は対象外です。

Q4. 乗合バスの駐車場整備（更新）は対象となりますか。

A4. 対象にはなりません。

乗合バス等の駐車場の整備については、一般乗合旅客自動車運送事業を実施（継続）するための必要最低限の費用であるため、この補助金の対象外です。

なお、運転手の通勤用に従業員駐車場を整備する場合は対象です。

Q 5. 補助金の申請は何回できますか。

A 5. 申請は、1 事業者につき、年度に 1 回が限度です。

Q 6. 年度中に複数回募集が行われますか。

A 6. 応募の状況や予算の状況などを考慮し、複数回実施するか検討します。

Q 7. 補助金の交付決定前に事業の一部を着手してもよいですか。

A 7. 交付決定前に着手したものは対象外です。

交付決定を受けてから発注・契約をしてください。

Q 8. 整備・更新の完了日はいつまでですか。

A 8. 交付決定日が属する年度の年度末までに完了する事業が対象です。(年度をまたいでの整備・更新は原則できません。)

Q 9. 国・県・市町村などの他団体から補助金の交付を受ける場合、対象となりますか。

A 9. 他の補助金との併用はできません。

Q 10. 消費税及び地方消費税は補助金の対象となりますか。

A 10. 対象にはなりません。